

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成25年4月23日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 持 田 文 男  
 同 鈴 木 ひでし

1 措置の対象となった監査の結果

平成24年12月28日（神奈川県公報定期第2443号）神奈川県監査委員公表第18号で公表した指摘事項が認められた監査実施箇所3箇所全て

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<教育委員会>

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局学校事務センター	平成24年10月5日（平成24年9月5日職員調査）	（指摘事項） 庶務事務において、再任用職員の通勤手当の算定に誤りがあり、1件、87,200円を過大に支給していた。	指摘事項の通勤手当については、平成24年11月5日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立生命の星・地球博物館	平成24年10月9日（平成24年8月28日職員調査）	（指摘事項） 収入事務において、コピー代の現金領収に当たり、領収書ではなく領収書原符を交付しているものがあつた。	指摘事項については、現金領収書の取扱いに関する規定の理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の遵守を徹底し収入執行体制を強化するとともに、会計事務の手引き等に基づく適切な現金領収書の取扱いを周知徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立吉田島総合高等学校	平成24年10月25日（平成24年9月13日職員調査）	（指摘事項） 支出事務において、麹製造宿泊実習賄材料代を履行確認後3月を超えて支払っていた。	指摘事項については、事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計事務の適正処理に対する意識の徹底を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。